夏のTMB資産家セミナー

『資産家の会社活用』

~平成29年度税制改正が資産家に与える影響は!?~

平成29年度税制改正により、非上場会社の株式評価方法が大きく変わりました。個人資産家の方にとって今一度会社設立を検討すべき時代の到来です。そこで本セミナーでは、財産を個人で承継する場合と、法人成りをして会社株式で相続する場合の違いを、改正の影響と民法を絡めながら徹底解説致します!! 税務のプロと法務のプロのディスカッションも乞うご期待!! 万障お繰り合わせの上ご参加下さいませ。

日 時: 平成29年7月1日(十) 14:00~17:30

受付開始 13:30

場 所: AP大阪梅田茶屋町 8階 会議室A

定員 90名

参加費 : 無料

ご挨拶 14:00~14:10(10分)

第1部 「個人で相続 vs 会社として株式で相続」

14:10~14:45(35分) 講師 坪多 聡美 弁護士

親から子へ不動産のままで相続?それとも会社へ移転し株式として相続?坪多聡美弁護士が、法務の観点からそれぞれのメリット・デメリットを比較、解説致します!!

第2部「非上場株式評価方法改正により相続対策はどう変わる!?」

14:45~15:45(60分) 講師 弊社代表 坪多 晶子

改正された非上場株式の評価方法とは?相続税にどう影響するのか?第2部では合法的な節税対策の観点から、個人で相続する場合と会社株式で相続する場合の税金について弊社代表坪多晶子が徹底解剖、皆さまが納得できる賢い会社活用をお話します!!

休憩 15:45~16:00(15分)

第3部 ディスカッショントーキング

16:00~17:30(90分) 弊社代表 坪多 晶子 vs 坪多 聡美 弁護士

トラブルの実例やその対応策、明るい未来を実現するための戦略等について税務・法務の二人のプロフェッショナルがディスカッション形式にて楽しく元気よくトーキング致します!!

※上記スケジュールは一部変更となる場合がございます

神戸商科大学卒業。

~講師 紹介~



弊社代表 税理士 坪多晶子

1990年 坪多税理士事務所設立。 1990年 有限会社 トータルマネジメントブレーン設立、代表取締役に就任。 2012年 税理士法人 トータルマネジメントブレーン設立、代表社員に就任。 上場会社の非常勤監査役やNPO法人の理事及び監事等を歴任後、上場会社や中小企業の資本政策、資産家や企業オーナーの資産承継や事業承継、さらに税務や相続対策などのゼネラルコンサルタントとして活躍する傍ら、全国で講

演活動を行い、マスコミにも出演。各

種税務に関する人気書籍も多数執筆。



京都大学法科大学院卒業 司法試験合格。 2012年大阪弁護士会登録。 2016年6月坪多法律事務所設立。 税も絡んだ相続や不動産の分野を 得意とし、幅広い知識で相談案件 を解決するほか、書籍も執筆。

> 坪多法律事務所 弁護士 坪多聡美

お問合せ先:税理士法人トータルマネジメントブレーン・有限会社トータルマネジメントブレーン TEL:06-6361-8301(代) FAX:06-6361-8302 受付:小椋、西村

夏のTMB資産家セミナー セミナー参加申込書兼受付票

申込先FAX 06-6361-8302

申込締め切り:平成29年6月21日(水)

*申し込み多数の場合は、先着順にて定員になり次第締め切らせていただきます。お問合先TEL06-6361-8301(担当:小椋・西村)



メールアドレス